

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>店頭デリバティブ取引（DMMCFD-Index DMMCFD-Commodity）約款</b></p> <p>第1条 （本約款の趣旨）</p> <p>1 この店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が、株式会社 DMM. com 証券（以下、「当社」といいます。）との間で行う、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index <u>での取引</u>）<u>及び</u>店頭商品デリバティブ取引（DMM CFD-Commodity での取引）（以下、併せて「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2 <u>お客様は、当社に本取引を行うためのアカウント（以下、「本アカウント」といいます。）を登録するに際し、金融商品取引法及び商品先物取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び日本商品先物取引協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「DMM CFD-Index 取引に関する確認書」及び「DMM CFD-Commodity 取引に関する確認書」を差し入れる、又は</u>電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条 省略）</p> <p>第3条 （定義）</p> <p>1 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p>	<p style="text-align: center;"><b>店頭デリバティブ取引（DMMCFD-Index DMMCFD-Commodity）約款</b></p> <p>第1条 （本約款の趣旨）</p> <p>1 この店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index DMM CFD-Commodity）約款（以下、「本約款」といいます。）は、お客様が、株式会社 DMM. com 証券（以下、「当社」といいます。）との間で行う、店頭デリバティブ取引（DMM CFD-Index ）<u>ならびに</u>店頭商品デリバティブ取引（DMM CFD-Commodity での取引）（以下、併せて「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引に関するサービスの利用に関する取り決めです。お客様は本取引を行うにあたり、本約款の各条項の内容を承諾し、お客様自身の判断と責任において本取引を行うものとします。</p> <p>2 当社に本アカウントを登録するに際し、金融商品取引法及び商品先物取引法その他関係法令並びに日本証券業協会及び日本商品先物取引協会の規則を遵守するとともに、次の各条に掲げる事項を承諾し、これを証するため、別途、「DMM CFD-Index 取引に関する確認書」及び「DMM CFD-Commodity 取引に関する確認書」を差し入れる、<u>または</u>電子的方法により、その内容に同意するものとします。</p> <p>（第2条 省略）</p> <p>第3条 （定義）</p> <p>1 本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。</p>

<p>(1) 「取引レート」とは、市場<u>及び</u>カバー先<u>等</u>における取引価格を参考として、当社が独自に提示する価格をいいます。</p> <p>((2) 省略)</p> <p>(3) 「価格調整額」とは、DMM CFD-Index で取り扱う全ての銘柄<u>並びに</u> DMM CFD -Commodity で取り扱う銘柄のうち、「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」、「<u>小麦</u>」、「<u>生牛</u>」、「<u>赤身豚肉</u>」、「<u>綿花</u>」、「<u>砂糖</u>」、「<u>コーヒー</u>」、「<u>ココア</u>」<u>及び</u>「<u>オレンジジュース</u>」において、参照市場の限月の交代に伴い発生する調整金額のことをいいます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第4条 （リスク及び自己責任の原則）</p> <p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 本取引は、元本保証ではないこと。また、場合によっては預託証拠金以上の損失が発生するリスクがあること。</p> <p>((3)～(6) 省略)</p> <p>(7) 本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格<u>又は</u>金融指標や商品価格等の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカット<u>又は</u>ロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。</p>	<p>(1) 「取引レート」とは、市場<u>又は</u>カバー先における取引価格を参考として、当社が独自に提示する価格をいいます。</p> <p>((2) 省略)</p> <p>(3) 「価格調整額」とは、DMM CFD-Index で取り扱う全ての銘柄<u>及び</u>、DMM CFD -Commodity で取り扱う銘柄のうち、「原油」、「天然ガス」、「コーン」、「大豆」において、参照市場の限月の交代に伴い発生する調整金額のことをいいます。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第4条 （リスク及び自己責任の原則）</p> <p>1 お客様は、次の各号に掲げるリスク等を十分に理解した上で、本約款に記載されている事項を承諾し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを理解の上、自らの判断と責任において、お客様の計算で当社と本取引を行うものとします。</p> <p>((1) 省略)</p> <p>(2) 本取引<u>には</u>、元本保証ではないこと。また、場合によっては預託証拠金以上の損失が発生するリスクがあること。</p> <p>((3)～(6) 省略)</p> <p>(7) 本取引には、損失を抑制する目的で追加証拠金制度及びロスカットルールが設けられているが、通貨等の価格<u>または</u>金融指標や商品価格等の数値の変動により、これらの制度やルールに基づくマージンカット<u>または</u>ロスカットが執行されて、損失が生ずることとなる可能性があり、場合によっては、当該損失の額が預託証拠金の額を上回ることとなるおそれがあること。</p>
--	--

<p>(8) 本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、同盟罷業、<u>参照する市場における取引規制</u>等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。</p> <p>(9) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者<u>若しくは</u>商品先物取引業者<u>又はそれら</u>の取引先の破綻等による取引制限、<u>又は建玉若しくは</u>預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。</p> <p>(10) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する銘柄等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。また、<u>カバー先等からの配信レートの状況、参照する市場の取引規制</u>、経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下<u>等</u>の特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供することがあること。</p> <p>((11) 省略)</p> <p>(12) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格に<u>差があること</u>、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利調整額と受取りの金利調整額の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</p> <p>((13)～(16) 省略)</p> <p>2 お客様は、「金融商品取引法」<u>又は</u>「商品先物取引法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。</p>	<p>(8) 本取引には、主要国での祝日や特定の時間帯において、また、天災地変、戦争、政変、同盟罷業等の特殊な状況下で、当社からのレートの提示が困難になり、お客様が保有するポジションを決済することや新たにポジションを保有することが困難となる可能性があること。</p> <p>(9) 本取引には、当社が本取引に関連して取引を行う金融商品取引業者<u>及び</u>商品先物取引業者<u>並びに</u>その取引先の破綻等による取引制限、<u>または建玉及び</u>預託証拠金の移管等により被る損害等の取引先信用リスクがあること。</p> <p>(10) お客様と当社が行う取引については、相対取引として行うものであり、当社が表示する銘柄等の売付けの価格と買付けの価格とに差（スプレッド）があること。また、経済指標の発表前後等における市場の流動性の低下<u>及び</u>特殊な状況下で、スプレッドを拡大して提供することがあること。</p> <p>((11) 省略)</p> <p>(12) 両建てはお客様にとって、売付けの価格と買付けの価格<u>の</u>差、証拠金を二重に負担すること、支払いの金利調整額と受取りの金利調整額の差を負担することなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であること。</p> <p>((13)～(16) 省略)</p> <p>2 お客様は、「金融商品取引法」<u>または</u>「商品先物取引法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証憑書類等を当社に提出することをあらかじめ了承します。</p>
--	--

<p>第5条（アカウントの登録）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面 及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社が定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により本アカウントの登録の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>（1）～（14） 省略</p> <p>（15） 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 <u>又は</u> 日本商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。</p> <p>（16） 省略</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>（1）～（14） 省略</p> <p>※当社が定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>＜取引担当者基準＞</p> <p>（中略）</p> <p>○ 取引担当者の判断と責任により <u>本</u>取引を行うことができること。</p> <p>（中略）</p> <p>（第2項～第5項 省略）</p>	<p>第5条（アカウントの登録）</p> <p>1 お客様は、本約款に定める本取引を行うことを目的として、当社所定の本書面 及び契約締結前交付書面（店頭デリバティブ取引説明書（DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity））、その他当社が定める規則等に同意の上、取引時確認の手続等、当社所定の手続により <u>本取引アカウント（以下、「本アカウント」という）</u>の登録の申込を行うものとします。申込にあたって以下の各号の要件を満たしていることを必要とします。</p> <p>《個人のお客様の場合》</p> <p>（1）～（14） 省略</p> <p>（15） 日本証券業協会 <u>及び</u> 一般社団法人金融先物取引業協会 <u>並びに</u> 日本商品先物取引協会の会員の役職員等ではないこと。</p> <p>（16） 省略</p> <p>《法人のお客様の場合》</p> <p>（1）～（14） 省略</p> <p>※当社が定める「取引担当者」の基準の主なものは以下のようになっております。</p> <p>＜取引担当者基準＞</p> <p>（中略）</p> <p>○ 取引担当者の判断と責任により <u>店頭外国為替証拠金</u>取引を行うことができること。</p> <p>（中略）</p> <p>（第2項～第5項 省略）</p>
--	---

<p>6 当社はお客様のお申し込み承諾後に、お客様にアカウント番号及びパスワードを通知し、お客様が利用開始時に使用するアカウント番号及びパスワードが一致した場合のみ、<u>お客様は本取引を行うことができます。</u></p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知したアカウント番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、<u>又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。</u>お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、アカウント番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様のアカウント番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第6条 （本人確認書類及び届出事項）</p> <p>1 アカウント登録審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出頂いた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》（<u>次のいずれかの場合</u>に記載する書類）</p> <p>(1) 個人番号カードがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード <u>（表裏両面）</u></li> </ul> <p>(2) 個人番号カードがない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知カード又は個人番号記載の住民票</li> </ul>	<p>6 当社はお客様のお申し込み承諾後に、お客様にアカウント番号及びパスワードを通知し、お客様が利用開始時に使用するアカウント番号及びパスワードが一致した場合のみ行うことができます。</p> <p>7 当社が承諾後にお客様に通知したアカウント番号及びパスワードを使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、<u>または他人に貸与もしくは譲渡することはできません。</u>お客様ご本人以外の方の使用が判明した場合には、本取引の利用を停止いたします。また、お客様は、アカウント番号及びパスワードが第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、お客様のアカウント番号及びパスワードにより、お客様ご本人以外の方が行ったすべての取引については、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任はお客様ご本人に帰するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>第6条 （本人確認書類及び届出事項）</p> <p>1 アカウント登録審査において、お客様ご本人の確認のため、下記の書類等をご提出いただきます。ご提出頂いた本人確認書類は、「個人情報保護宣言」及び「個人情報に関する公表文」に則り当社で適切に管理します。なお、ご提出頂いた本人確認書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>《個人のお客様の場合》（<u>下記のいずれかの方法</u>に記載する書類）</p> <p>(1) 個人番号カードがある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号カード</li> </ul> <p>(2) 個人番号カードがない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知カード又は個人番号記載の住民票</li> </ul>
--	--

<p>・ 顔写真付き本人確認書類（※1）<u>又は顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上</u>（※2）</p> <p>（※1）</p> <p>➤ <u>運転免許証（表裏両面）</u></p> <p>（中略）</p> <p>（※2）</p> <p>（中略）</p> <p>➤ その他、官公庁から発行され、<u>又は</u>発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</p> <p>≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて）</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 代表者の本人確認書類（<u>第4号</u>に記載する書類）<u>のうち1種類以上</u></p> <p>（4） 取引担当者の本人確認書類（<u>次</u>に記載する書類）<u>のうち2種類以上</u></p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、本人確認書類 2 種類以上をご提出ください。</p> <p>➤ <u>個人番号カード（表裏両面）</u></p> <p>➤ <u>運転免許証（表裏両面）</u></p> <p>（中略）</p> <p>➤ その他、官公庁から発行され、<u>又は</u>発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</p>	<p>・ 顔写真付き本人確認書類（※1）</p> <p><u>(3) 上記 (1) 及び (2) 以外の場合</u></p> <p>・ <u>通知カード又は個人番号記載の住民票</u></p> <p>・ <u>顔写真なしの本人確認書類 2 種類以上</u>（※2）</p> <p>（※1）</p> <p>➤ 運転免許証</p> <p>（中略）</p> <p>（※2）</p> <p>（中略）</p> <p>➤ その他、官公庁から発行され、<u>または</u>発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</p> <p>≪法人のお客様の場合≫（下記書類のすべて）</p> <p>（1）～（2） 省略</p> <p>（3） 代表者の本人確認書類 <u>1種類以上</u>（<u>下記</u>に記載する書類）</p> <p>（4） 取引担当者の本人確認書類 <u>2種類以上</u>（<u>下記</u>に記載する書類）</p> <p>※取引担当者と代表者が同一人である場合は、本人確認書類 2 種類以上をご提出ください。</p> <p>➤ 個人番号カード</p> <p>➤ 運転免許証</p> <p>（中略）</p> <p>➤ その他、官公庁から発行され、<u>または</u>発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの</p>
--	---

<p>第7条（禁止事項）</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに<u>あらかじめ</u>承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>（(1) 省略）</p> <p>(2) 本取引を自動で行うソフトウェア<u>若しくは</u>システム等（以下、「自動売買ソフト等」という。）、本取引システム以外のツール等を使用した取引、その疑いのある行為、<u>又は</u>本取引システムを改変したシステム<u>若しくは</u>自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為</p> <p>（(3)～(8) 省略）</p> <p>(9) 本取引システムの脆弱性、当社<u>若しくは</u>お客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性<u>又は</u>インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為</p> <p>（(10)～(11) 省略）</p> <p>(12) 他人名義（家族名義を含む）でアカウント登録の申し込みを行うこと<u>又は</u>他人名義のアカウントを利用して取引を行うこと</p> <p>(13) 前各号のほか、当社とお客様<u>又は</u>他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第8条～第9条 省略）</p> <p>第10条（注文の受付・実行）</p> <p>（第1項～第8項 省略）</p>	<p>第7条（禁止事項）</p> <p>1 お客様は、お客様が次の各号に定める行為を行ってはならないことに<u>予め</u>承諾することとします。なお、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うこととします。</p> <p>（(1) 省略）</p> <p>(2) 本取引を自動で行うソフトウェア<u>又は</u>システム等（以下、「自動売買ソフト等」という。）、本取引システム以外のツール等を使用した取引、その疑いのある行為、<u>若しくは</u>本取引システムを改変したシステム<u>または</u>自動売買ソフト等の利用を他の顧客に勧誘する行為</p> <p>（(3)～(8) 省略）</p> <p>(9) 本取引システムの脆弱性、当社<u>又は</u>お客様の通信機器、通信回線、システム機器等若しくはインターネットの脆弱性、<u>インターバンク市場</u>等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為</p> <p>（(10)～(11) 省略）</p> <p>(12) 他人名義（家族名義を含む）でアカウント登録の申し込みを行うこと<u>または</u>他人名義のアカウントを利用して取引を行うこと</p> <p>(13) 前各号のほか、当社とお客様<u>または</u>他のお客様との円滑な取引に支障をきたす行為</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第8条～第9条 省略）</p> <p>第10条（注文の受付・実行）</p> <p>（第1項～第8項 省略）</p>
---	--

<p>9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、<b>次の各号に掲げる</b>事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない、<b>又は</b>約定済み注文を取消<b>若しくは</b>訂正することができます。</p> <p>((1)～(6) 省略)</p> <p>(第10項 省略)</p> <p>11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受付けないことができることとします。</p> <p>(1) お客様の届け出た住所・電子メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、<b>又は</b>到達しなかったとき</p> <p>((2)～(6) 省略)</p> <p>(7) 「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に違反、<b>又は</b>違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき</p> <p>((8)～(10) 省略)</p> <p>12 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため銘柄、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、<b>又は</b>約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかつたりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合<b>及び</b>システム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>9 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、<b>以下の</b>事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させない<b>若しくは</b>、約定済み注文を取消<b>又は</b>訂正することができます。</p> <p>((1)～(6) 省略)</p> <p>(第10項 省略)</p> <p>11 当社は、以下の事由が生じたときは、新たな注文を受付けないことができることとします。</p> <p>(1) お客様の届け出た住所・電子メールアドレス宛てに当社によりなされた本取引に関する諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により、延着し、<b>または</b>到達しなかったとき</p> <p>((2)～(6) 省略)</p> <p>(7) 「犯罪収益移転防止法」等の法令、本約款及びその他の規程等に違反、<b>または</b>違反する疑いがあると当社が判断し、その調査を行うとき</p> <p>((8)～(10) 省略)</p> <p>12 本取引は、お客様と当社との相対取引となるため、お客様の注文に対しては、当社の応じ得る範囲内で約定を行います。そのため銘柄、取引数量、売買の区別、注文の種類・方法、注文の有効期限等によってはお客様のご注文が約定しづらくなる、<b>あるいは</b>約定しない場合があります。また、お客様からのご注文が殺到した場合等には、ご注文の全部又は一部の約定が遅延したり、売買注文が約定しなかつたりする他、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定する場合、<b>並びに</b>システム障害等の事象が発生する場合があることをお客様はあらかじめ承諾するものとします。</p>
--	---



<p>(第11条 省略)</p> <p>第12条 (ロスカット)</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 ロスカットについて、当社の定める基準を大きく超えて約定した場合又は、ロスカットの約定により、お客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>(第3項～第5項 省略)</p> <p>6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先等からの配信レート<u>をもとに</u>、約定の可能性が高いと考えられるレートを<u>生成</u>し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第13条 (預託証拠金)</p> <p>(第1項～第6項 省略)</p> <p>7 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。</p> <p>(第8項 省略)</p>	<p>(第11条 省略)</p> <p>第12条 (ロスカット)</p> <p>(第1項 省略)</p> <p>2 ロスカットについて、当社の定める基準を大きく超えて約定した場合又は、ロスカットの約定により、<u>又は</u>お客様が預託した証拠金以上の損失が発生した場合においても、当社はその責を負わないものとします。</p> <p>(第3項～第5項 省略)</p> <p>6 ロスカットは、約定を優先させる取引であるため、複数のカバー先からの配信レート<u>の中から</u>、約定の可能性が高いと考えられるレートを<u>選択</u>し適用することがあります。そのため、お客様にとって不利なレートで約定することがあること、また、当社レート履歴に記載のない不利なレートで約定することがあることを、お客様はあらかじめ了承するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第13条 (預託証拠金)</p> <p>(第1項～第6項 省略)</p> <p>7 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務<u>の</u>充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。</p> <p>(第8項 省略)</p>
--	---

<p>9 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約締結前書面、その他当社の定める基準等を遵守するものとします。</p> <p>（第14条 省略）</p> <p>第15条（出金について） （第1項～第2項 省略）</p> <p>3 当社は、お客様より登録された金融機関へのみ出金処理を行います。ご登録いただいた金融機関や口座番号等に誤りがあった場合は、出金処理が遅延又は中止される可能性があることをお客様は<u>あらかじめ</u>同意するものとします。</p> <p>第16条（取引レート及び金利調整額）</p> <p>1 お客様が当社との間で行う本取引にかかわる取引レート及び金利調整額については、各市場及びカバー先<u>等</u>のレート等に基づいて当社が提示する取引レート及び金利調整額が適用されるものとします。</p> <p>2 お客様は当社に対し、<u>前項に定める各市場及びカバー先等</u>のレート等に基づいて当社が提示する<u>取引</u>レート以外のレートを主張できないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第16条の2～第17条 省略）</p> <p>第18条（期限の利益の喪失）</p>	<p>9 お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約締結前書面、その他<u>と</u>当社の定める基準等を遵守するものとします。</p> <p>（第14条 省略）</p> <p>第15条（出金について） （第1項～第2項 省略）</p> <p>3 当社は、お客様より登録された金融機関へのみ出金処理を行います。ご登録いただいた金融機関や口座番号等に誤りがあった場合は、出金処理が遅延又は中止される可能性があることをお客様は<u>予め</u>同意するものとします。</p> <p>第16条（取引レート及び金利調整額）</p> <p>1 お客様が当社との間で行う本取引にかかわる取引レート及び金利調整額については、各市場及びカバー先のレート等に基づいて当社が提示する取引レート及び金利調整額が適用されるものとします。</p> <p>2 お客様は当社に対し、<u>銘柄の取引</u>レートに基づいて当社が提示するレート以外のレートを主張できないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>（以下、省略）</p> <p>（第16条の2～第17条 省略）</p> <p>第18条（期限の利益の喪失）</p>
--	---

<p>1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引及びポジション等にかかる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、当該債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押<u>又は</u>差押の命令、通知が發送されたとき</p> <p>(4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>又は</u>、競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>又は</u>類する事由に該当した場合を含む。）があったとき</p> <p>((5)～(10) 省略)</p> <p>2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する本取引に係る債務<u>又は</u>その他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき</p>	<p>1 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は、当社に対する本取引及びポジション等にかかる一切の債務について期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、当該債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) お客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押<u>または</u>差押の命令、通知が發送されたとき</p> <p>(4) お客様の当社に対する本取引に係る債務について差入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>または</u>、競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>または</u>類する事由に該当した場合を含む。）があったとき</p> <p>((5)～(10) 省略)</p> <p>2 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社の請求によって、お客様は、当社に対する本取引に係るお客様の債務は期限の利益を失い、お客様は直ちに債務を弁済するものとします。また、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>(1) お客様の当社に対する本取引に係る債務<u>または</u>その他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき</p>
--	--

<p>(2) お客様の当社に対する債務（<u>ただし</u>、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>又は</u>競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>又は</u>類する事由に該当した場合を含む。）があったとき</p> <p>(3) お客様が当社との本約款<u>又は</u>その他当社の定める規定に違反したとき</p> <p>((4)～(5) 省略)</p> <p>(第19条 省略)</p> <p>第20条（差引計算）</p> <p>1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 当社 Web サイトの運営<u>若しくは</u>当社の電気通信設備に支障を及ぼし、<u>又は</u>及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合</p> <p>(4) お客様が支払通貨の異なる損益（評価損益含む）を有する場合、当社規定の通貨に換算してその損失額が規定した評価額を超える場合</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第21条～第28条 省略)</p>	<p>(2) お客様の当社に対する債務（<u>但し</u>、本取引に係る債務を除く。）について差し入れている担保の目的物について仮差押、差押<u>または</u>競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当<u>または</u>類する事由に該当した場合を含む。）があったとき</p> <p>(3) お客様が当社との本約款<u>または</u>その他当社の定める規定に違反したとき</p> <p>((4)～(5) 省略)</p> <p>(第19条 省略)</p> <p>第20条（差引計算）</p> <p>1 お客様は、当社との一切の取引において、下記に列挙する事項のいずれかに該当した場合、当社の通知により、当社に対して負担する一切の債務について期限の利益を喪失するものとし、当社は、その債務とお客様の当社に対する本取引に係る債権その他一切の債権を、その債権の期限にかかわらず、お客様に事前に通知することなく、いつでも相殺することができるものとします。</p> <p>((1)～(2) 省略)</p> <p>(3) 当社 Web サイトの運営<u>または</u>当社の電気通信設備に支障を及ぼし、<u>または</u>及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認定した場合</p> <p>(4) お客様が支払通貨の異なる損益（評価損益含む）を有する場合、当社規程の通貨に換算してその損失額が規定した評価額を超える場合</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第21条～第28条 省略)</p>
---	---

<p>第 29 条（クライアント環境の障害等） （第 1 項 省略）</p> <p>2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、<u>又は</u>、クライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>（第 30 条 省略）</p> <p>第 31 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変等、外国為替市場・商品取引市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受<u>若しくは</u>寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害及び損失</p> <p>((2)～(3) 省略)</p> <p>(4) お客様の錯誤、誤入力<u>若しくは</u>誤操作によって成立したお客様の意図しない取引<u>又は</u>不成立となった取引により生じた損害及び損失</p> <p>((5)～(6) 省略)</p> <p>(7) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意<u>又は</u>重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失</p>	<p>第 29 条（クライアント環境の障害等） （第 1 項 省略）</p> <p>2 お客様は、クライアント環境に対する操作の誤り、<u>または</u>、クライアント環境の不具合、誤作動、障害等に起因してお客様が被った損害・損失については、全てお客様に帰属し、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は一切その責を負わないこととします。</p> <p>（第 30 条 省略）</p> <p>第 31 条（免責事項）</p> <p>1 お客様は、次に掲げるお客様の損害及び損失について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>(1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変等、外国為替市場・商品取引市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る注文の執行、金銭の授受<u>または</u>寄託の手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害及び損失</p> <p>((2)～(3) 省略)</p> <p>(4) お客様の錯誤、誤入力<u>または</u>誤操作によって成立したお客様の意図しない取引<u>もしくは</u>、不成立となった取引により生じた損害及び損失</p> <p>((5)～(6) 省略)</p> <p>(7) 所定の書類に使用された印影又は署名と届出の印鑑又は署名鑑とが相違ないものと当社が故意<u>または</u>重大な過失なく認めて、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害及び損失</p>
--	---

<p>(8) 国内外の休日<u>及び</u>金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害及び損失</p> <p>(9) お客様<u>若しくは</u>お客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致、又は SNS アカウントによるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</p> <p>(10) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動（当社に故意<u>又は</u>重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害</p> <p>(11) マージンカット<u>又は</u>ロスカットによる建玉の処分により生じた損害及び損失</p> <p>((12)～(16) 省略)</p> <p>(17) お客様が本規約又は当社<u>の</u>定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害及び損失</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 32 条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 <u>18</u> 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>((1) 省略)</p>	<p>(8) 国内外の休日<u>ならびに</u>金融機関の休日等又は当社の取引時間外のために、お客様の注文に応じえないことにより生じる損害及び損失</p> <p>(9) お客様<u>もしくは</u>お客様以外の第三者が入力したログイン ID・パスワードと当社に登録されているログイン ID・パスワードの一致、又は SNS アカウントによるログインを確認して行った取引及び金銭の授受その他の処理により生じた損害及び損失。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く</p> <p>(10) お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェア、携帯端末等の故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェア等の故障、誤作動（当社に故意<u>または</u>重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に係る一切のシステムに係る障害により生じた損害</p> <p>(11) マージンカット<u>または</u>ロスカットによる建玉の処分により生じた損害及び損失</p> <p>((12)～(16) 省略)</p> <p>(17) お客様が本規約又は<u>その</u>当社<u>に</u>定める規定に違反し、それに対して当社が行った措置により生じた損害及び損失</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第 32 条（解約）</p> <p>1 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第 <u>17</u> 条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間の本取引は解約されることとします。</p> <p>((1) 省略)</p>
--	---

<p>(2) お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、<u>又は</u>違反する疑いがあると当社が判断したとき</p> <p>((3)～(9) 省略)</p> <p>(10) お客様の取引アカウントが他人名義<u>又は</u>架空名義で登録されていると当社が合理的に判断したとき</p> <p>((11)～(12) 省略)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、<u>又は</u>お客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 33 条 省略)</p> <p>第 34 条（通知の効力）</p> <p>1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所<u>若しくは</u>事務所又は電子メールアドレス宛に、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p style="text-align: right;"><u>令和 6 年 10 月 19 日 改訂</u></p>	<p>(2) お客様が法令等及び本約款、その他関連する規定の内容に違反し、<u>または</u>違反する疑いがあると当社が判断したとき</p> <p>((3)～(9) 省略)</p> <p>(10) お客様の取引アカウントが他人名義<u>もしくは</u>架空名義で登録されていると当社が合理的に判断したとき</p> <p>((11)～(12) 省略)</p> <p>2 お客様との間の本取引を解約する場合において、お客様が当社と行う本取引のポジションが残存するとき、<u>または</u>お客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、当社とお客様の間の債権債務を清算するものとします。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(第 33 条 省略)</p> <p>第 34 条（通知の効力）</p> <p>1 本取引に関する諸通知については、お客様が当社に届出た名称、住所<u>もしくは</u>事務所又は電子メールアドレス宛に、当社が発信した時にその効力を生じるものとします。</p> <p>(以下、省略)</p>
--	---